

『十訓抄』(地の文)の敬語

—「せ(させ)給ふ・給ふ・る(らる)」

泉 基博

—

「せ(させ)給ふ」・「給ふ(補助動詞・四段)」「る(らる)」を敬語史的に見てみると、上代に於いては主として神や天皇などに用いられていた「給ふ(補助動詞・四段)」が平安時代になると敬意度が低下し、それに代わるものとして登場して来るのが「せ(させ)給ふ」であり、また平安時代になると、上代に於いて軽い敬語であった「す」に替わって登場するのが「る(らる)」である。そして平安時代に於ける「せ(させ)給ふ」・「給ふ(補助動詞・四段)」「る(らる)」の三者間に於ける敬意度の差は、「せ(させ)給ふ」と「給ふ(補助動詞・四段)」との間には、

使用対象から大きな敬意度の差が認められるが、「給ふ(補助動詞・四段)」「と」「る(らる)」の間には、「せ(させ)給ふ」と「給ふ(補助動詞・四段)」との敬意度の差ほどの敬意度の差は認められないとされている。また「せ(させ)給ふ」・「給ふ(補助動詞・四段)」「る(らる)」の三者間に於ける関係については、森野宗明氏は『讃岐典侍日記』からの考察で、「せ(させ)給ふ」と「る(らる)」とを上下に分け、「給ふ(補助動詞・四段)」を包括的なものとしている。以上のことを踏まえて、この稿では『十訓抄』(地の文)に於ける「せ(させ)給ふ」(以下「せ給ふ」で代表させる)・「給ふ(補助動詞・四段)」「る(らる)」(以下「る」で代表させる)の使用状況、敬意度、敬語史的位置等について考察してみようと思う。『十訓抄』は古

典文庫版『十訓抄』を使用することにする。

二

「せ給ふ」の使用対象を整理すると次のようになる。位階・官職等はその人物の最終のもので整理することにする。以下同じくする。但し、二重敬語(動詞《尊敬》+「せ給ふ」)は別に整理することにする。

仁徳天皇(第一の一話) 1例・崇徳院(第一の三話) 1例・定子皇后(第一の二話) 2例・一条院(第一の二話) 1例・帝(第一の一四話) 1例・一条院(第一の二三話) 1例・上東門院(一条天皇中宮、第一の二四話) 1例・上東門院(一条天皇中宮、第一の二五話) 1例・御堂ノ入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一の二五話) 3例・宇治関白(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第一の二六話) 2例・上東門院(一条天皇中宮、第一の三一話) 1例・御輿(第一の四一話) 1例・後京極摂政(藤原良経・摂政太政大臣従一位、第一の四五話) 1例・御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一の四六話) 2例・堀河院(第一の四七話) 1例・徳大寺左大臣(藤原実能・左大臣従一位、第一の五〇話) 1例・大二条殿(藤原

教通・関白太政大臣従一位、第一の五二話) 4例・堀川院(第一の五七話) 1例・中御門ノ摂政殿(藤原良経・摂政太政大臣従一位、第一の五七話) 1例・皇嘉門院(崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話) 1例・邑上帝(第三の一四話) 1例・一条院(第三の一六話) 1例・白河院(第四の二話) 2例・花園ノオト、(源有仁・左大臣従一位、第四の三話) 1例・二条院(第四の九話) 1例・崇徳院(第四の一二話) 1例・宇多天皇(第四の一六話) 1例・菅丞相(菅原道真・右大臣従二位、第四の一六話) 1例・邑上帝(第五の二話) 1例・後三条院(東宮、第五の三話) 1例・清和帝(第五の一五話) 1例・東宮御息所(第五の一五話) 1例・醍醐御門(第五の一六話) 1例・穂子皇太后(第五の一六話) 1例・寛平法皇(宇多天皇) 1例・円融院法皇(第六の一三話) 2例・華山院(第六の一三話) 6例・弘徽殿ノ女御(第六の一三話) 1例・粟田関白(藤原道兼・関白右大臣正二位、第六の一三話) 1例・後一条院(第六の一四話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第六の一四話) 2例・宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第六の一五話) 2例・菅家(菅原道真・右大臣従二位、第六の一七話) 4例・醍醐天皇(第六の一七話) 1例・忠仁公(藤原良房・摂政太政大臣従一

位、第六の一九話) 1例・元正天皇(第六の二三話) 1例・白河院(第六の二三話) 1例・聖德太子(第六の二四話) 1例・小野皇后宮(後冷泉天皇皇后、第六の二八話) 2例・帝(第六の三一話) 1例・仏(釈尊、第六の三三話) 1例・八幡大菩薩(第六の三九話) 2例・白河院(第七の三話) 1例・後冷泉天皇(第七の三話) 1例・小野皇太后宮(後冷泉天皇皇后、第七の三話) 1例・嵯峨帝(第七の六話) 1例・成明親王(村上天皇、第七の八話) 2例・女御(第七の八話) 2例・広幡ノ御息所(第七の八話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第七の二三話) 1例・皇嘉門院(崇徳天皇皇后聖子、第七の一五話) 1例・若殿上人(第七の一六話) 1例・主上(堀河院、第七の一八話) 1例・御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第七の二四話) 6例・白河院(第七の三五話) 1例・三条内大臣(藤原公教・内大臣正二位、第八の二話) 1例・高陽院ノ姫君(叡子内親王、第八の三話) 1例・斎宮女御(徽子、第八の五話) 2例・宇多上皇(第八の六話) 3例・白河院(第九の二話) 1例・花山院(第一〇の三話) 1例・鳥羽法皇(第一〇の一五話) 1例・天神(菅原道真・右大臣従二位、第一〇の一五話) 1例・邑上帝(第一〇の一八話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一

位、第一〇の一九話) 1例・富家人道殿(藤原忠実・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の一九話) 1例・御舍利(第一〇の二三話) 3例・村上天皇(第一〇の二八話) 1例・一条院(第一〇の三〇話) 1例・御堂殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一〇の三〇話) 1例・宇治入道殿(藤原師実?・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の四八話) 1例・堀河院(第一〇の六二話) 3例・白河院(第一〇の七九話) 1例

* 「内へ参セ給タリケルヲ」(第一の五二話)・「急キ参セ給ニ」(第一の五二話)の「参セ」は「せんぜ」とも読めるが、同話で同一人物に「せ給ふ」が二例が使われているので、「まいらせ」と読んだ。なお「第一の三五話」には「内裏ニ参セラルタリケルニ」の用例がある。

* 「二所ノ御事ヲ仰置セ給ケルニ」(第六の一五話)は二重敬語であるので、用例から除いた。なお「仰置セ給」の主語は後朱雀天皇である。

* 「主上ヲ始メマイラセテワラハセ給コト限ナシ。」(第七の一八話)についてであるが、「ワラハセ給」の主語は主上(堀河院)とした。以下敬語の主語が複数である場合は、その中で一番地位の

高い人物を使用対象とすることにする。

右記の用例を見ると、全用例数は一一九例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王であるもの(説話内で名前などがはっきりわかるもの)は六三例で全用例の五二・九%を占め、次いで摂政・関白は三〇例で全用例の二五・二%を占めており、この両者で全用例の七八・二%を占めていることがわかる。このことは「せ給ふ」の敬意度が非常に高いことを示していると言えるとともに、「せ給ふ」の使用対象の中心がここにあることを示していると言える。あと用例の多い順に見ていくと、神仏に七例、女御に五例、菅原道真に五例(天神)〔《一例》は神仏に含めた)、天皇(説話内で名前がわからないもの)に二例、左大臣に二例、御息所に二例、内大臣・御輿・若殿上人にそれぞれ一例使用されている。このように見て来ると、「せ給ふ」の男性への使用対象は、菅原道真(右大臣従二位)に五例使用されているものの、左大臣に二例・内大臣に一例しか使用されていないことから、摂政・関白以上が中心であると考えて良いのではないだろうか。右記の使用対象の摂政・関白の用例の内、粟田関白(藤原道兼・右大臣正二位)の一例を除くと、他の二九例はすべて太政大臣であるが、「せ給ふ」の使用対象に

太政大臣だけの用例は一例もないのである。このことは、西田直敏氏が『平家物語』の地の文に於ける太政大臣について「摂関と太政大臣以下とに明らかな一線があったと言えよう。」と指摘していることと同じであることを示していると言える。なお菅原道真に五例も使用されている(「天神」を含めると六例)ことについてであるが、菅原道真は、死後太政大臣を追贈されたが、右大臣従二位であったことから考えて、これは『十訓抄』の編者が菅原道真を特別扱いしているものと考えるのが妥当であろうと思う(このことについては後で考察することにする)。「せ給ふ」の女性への使用対象は、女御に五例・御息所に二例使用していることから、このあたりが下限であると考えて良いのではないだろうか。次に外国の王・后については、日本の天皇・皇后等と外国の王・后との間に一線を画する意識が『十訓抄』の編者にあったものと考えられる。なお御輿は上東門院が、立後の後、初めて入内した時のものである。

次に右記に整理した使用対象の位階・官職等はその人物の最終のものであるが、西田直敏氏が『平家物語』では「同一人物でも官位の昇進などによって変動がある。」と指

摘している^(註)ので、説話に於けるその時のその人物の地位等によつて待遇表現に変動があるのかどうかを見てみようと思う。「第一の四六話」には「御堂入道殿若クオハシケル時」とあるが、藤原道長に「せ給ふ」が二例、「第四の三話」には「花園ノオト」、イマタツカサモ浅クオハシケルニ」とあるが、源有仁に「せ給ふ」が一例、「第四の一六話」には「菅丞相イマタ御官位浅クオハシマシケルニ」とあるが、菅原道真に「せ給ふ」が一例、それぞれ使用されていることから、『十訓抄』の編者にはその時のその人物の地位等による待遇表現の変動意識はなかつたものと考えられる。これは説話というジャンル性によるものと考えるのが妥当であろう。なお二重敬語は、前述の「二所ノ御事ヲ仰置セ給ケルニ」(第六の一五話)の一例だけである。

三

「給ふ」の使用対象を整理すると次のようになる。但し、二重敬語(動詞《尊敬》・助動詞《尊敬》+「給ふ」、但し「せ給ふ」については二項参照)は別に整理することにする。

明王(第一の序) 1例・賢王聖主(第一の一話) 1例・君王(第一の一話) 1例・後京極摂政(藤原良経・摂政太政大臣従一位、第一の一話) 1例・天智天皇(第一の二話) 1例・木丸殿の役人(第一の二話) 1例・延喜ノ帝(醍醐天皇、第一の二話) 1例・漢武帝(第一の五話) 3例・山蔭中納言(藤原山蔭・中納言従三位、第一の七話) 2例・京極太政大臣(藤原宗輔・太政大臣従一位、第一の八話) 4例・普賢文珠(第一の九話) 1例・釈迦如来(第一の九話) 1例・優婆曇多(羅漢、第一の一〇話) 3例・秦始皇(第一の一話) 2例・定子皇后(第一の一二話) 2例・後徳大寺左大臣(藤原実定・左大臣正二位、第一の一九話) 1例・侍従大納言(藤原成通・大納言正二位、第一の二二話) 4例・皇子(後一条天皇、第一の二四話) 1例・後一条天皇(第一の二五話) 1例・モロコシノ后(高麗の後、第一の二八話) 1例・朝廷(高麗の朝廷、第一の二八話) 1例・唐ノ御門(高麗の御門、第一の二八話) 1例・反正天皇(第一の二九話) 1例・允恭天皇(第一の二九話) 3例・朝廷(高麗の朝廷、第一の二九話) 1例・源順(従五位上、第一の三〇話) 1例・妙音院入道太政大臣(藤原師長・太政大臣従一位、第一の三三話) 2例・小松ノオト、(平重盛・内大臣正二位、第一の三五話) 1例・小松

内府(平重盛・内大臣正二位、第一の三六話) 2例・御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一の四一話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第一の四二話) 1例・御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一の四六話) 1例・帥内大臣(藤原伊周・准大臣正二位、第一の四六話) 1例・楊梅大納言頭雅卿(源頭雅・権大納言正二位、第一の四九話) 1例・徳大寺左大臣(藤原実能・左大臣従一位、第一の五〇話) 2例・六条右大臣(源頭房・右大臣従一位、第一の五一話) 6例・普賢菩薩(第一の五三話) 1例・藤原惟規(藏人従五位下、第一の五五話) 1例・堀川天皇中宮(篤子、第一の五七話) 1例・中御門ノ摂政殿(藤原良経・摂政太政大臣従一位、第一の五七話) 1例・孔子(第一の六一話) 1例・成通卿(藤原成通・大納言正二位、第一の六一話) 1例・法性寺殿(藤原忠通・摂政関白太政大臣従一位、第一の六四話) 3例・九条殿(藤原師輔・右大臣正二位、第二の二話) 1例・荘子(第二の三話) 3例・釈尊(第二の六話) 1例・不輕比丘(第二の六話) 1例・漢高祖(第三の一三話) 2例・徳宗(北条時頼^(注8)?、第三の一三話) 1例・性空聖人(第三の一六話) 3例・普賢菩薩(第三の一六話) 1例・仏、菩薩(第三の一六話) 1例・弘法大師(第三の一六話)

1例・行基菩薩、弘法大師(第三の一六話) 1例・国ノ主(第三の一七話) 1例・行基菩薩(第四の一話) 2例・花園ノオト、(源有仁・左大臣従一位、第四の三話) 5例・仁俊(阿闍梨、第四の六話) 1例・可然人々(第四の九話) 1例・橘広相(参議正四位上、第四の一六話) 1例・菅丞相(菅原道真・右大臣従二位、第四の一六話) 1例・大納言(藤原公任・権大納言正二位、第四の一七話) 1例・藤原義孝(右少将従五位下、第四の一八話) 1例・孔子(第四の一九話) 3例・九条殿(藤原師輔・右大臣正二位、第五の序) 1例・梁ノ孝王(第五の序) 1例・仲尼(孔子、第五の序) 1例・貞実親王(第五の序) 1例・枇杷大納言延光卿(源延光・権大納言従三位、第五の二話) 1例・中山ノ大臣(藤原忠親・内大臣正二位、第五の五話) 1例・長谷雄卿(紀長谷雄・中納言従三位、第五の八話) 1例・寛和齋宮(济子女王、第五の一〇話) 2例・三条院皇女前齋宮(当子内親王、第五の一話) 2例・奇ノ関王(第五の一三話) 4例・東宮御息所(第五の一五話) 2例・醍醐御門(第五の一六話) 4例・日藏上人(第五の一六話) 2例・高岳ノ親王(第五の一六話) 1例・大草香ノ皇子ノ家室(第五の一七話) 1例・安康天皇(第五の一七話) 7例・大草香ノ皇子(第五の一七話) 1例・唐ノ太宗(第五の一

七話) 2例・奈良ノ先帝(第五の一七話) 2例・崇徳院(第五の一七話) 1例・殷紂(第五の一七話) 2例・殷紂、幽王(第五の一七話) 1例・妙莊嚴王(第五の一七話) 1例・釈迦如来(第五の一七話) 1例・楚ノ襄王(第六の一話) 1例・周ノ文王(第六の一話) 2例・晋ノ文公(第六の二話) 1例・元帝(第六の三話) 2例・履中天皇(第六の四話) 4例・白壁皇子(第六の五話) 1例・垂仁天皇(第六の七話) 1例・景行天皇(第六の七話) 1例・エイノ懿公(第六の八話) 2例・垂仁天皇(第六の八話) 1例・華山院(第六の一三話) 1例・粟田閔白(藤原道兼・閔白右大臣正二位、第六の一三話) 2例・後一条院(第六の一四話) 2例・中納言頭基卿(源頭基・権中納言從三位、第六の一四話) 1例・上東門院(一条天皇中宮、第六の一四話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政閔白太政大臣從一位、第六の一四話) 4例・後朱雀天皇(第六の一五話) 1例・粟田殿(藤原道兼・閔白右大臣正二位、第六の一六話) 1例・菅家(菅原道真・右大臣從二位、第六の一七話) 1例・源氏中将(光源氏、第六の一七話) 1例・応神天皇(第六の一八話) 1例・後漢ノ光武皇帝(第六の二〇話) 1例・菅家(菅原道真・右大臣從二位、第六の二二話) 2例・カラ国ノ御門(晋の武帝、第六の二

一話) 2例・孔子(第六の二四話) 2例・貞信公(藤原忠平・摂政閔白太政大臣、第六の二七話) 4例・其御孫東宮(藤原時平《左大臣正二位》の孫《慶頼王》、第六の二七話) 1例・右大将藤原保忠(大納言正三位、第六の二七話) 1例・藤原敦忠(権中納言從三位、第六の二七話) 1例・富小路右大臣頭忠卿(藤原頭忠・右大臣從二位、第六の二七話) 3例・時平(藤原時平・左大臣正二位、第六の二七話) 1例・国経(藤原国経・大納言正三位、第六の二七話) 2例・六四体ノ仏(第六の三〇話) 1例・帝(第六の三一話) 1例・粟田左大臣在衡(藤原在衡・左大臣從二位、第六の三一話) 1例・明王徳主(第六の三一話) 1例・仏天(第六の三一話) 1例・天(第六の三三話) 1例・小野右大臣(藤原実資・右大臣從一位、第六の三五話) 3例・小野右大臣(藤原実資・右大臣從一位、第六の三六話) 1例・恵心僧都(権少僧都、第六の三九話) 3例・老尼(第六の三九話) 1例・法華經(第六の三九話) 1例・日吉(日吉神社の神、第六の三九話) 1例・仏神(第七の序) 1例・楽天(白楽天、第七の序) 1例・善宰相清行卿(三善清行・参議從四位上、第七の二話) 2例・人々(第七の四話) 1例・嵯峨帝(第七の六話) 1例・四条大納言(藤原公任・権中納言正二位、第七の九話) 1例・深覺僧

正(第七の一〇話) 1例・小野右大臣(藤原実資・右大臣
 従一位、第七の一三話) 5例・宇治殿(藤原頼通・摂政関
 白太政大臣従一位、第七の一三話) 1例・侍従大納言成通
 卿(藤原成通・大納言正二位、第七の一五話) 1例・中院
 オト(源雅定・右大臣正二位、第七の一六話) 4例・花
 園ノ北方(源有仁《左大臣従一位》の妻、第七の一六話)
 2例・御子(具平親王、第七の二三話) 1例・御堂入道殿
 (藤原道長・摂政太政大臣従一位、第七の二四話) 1例・
 秦始皇帝(第七の二五話) 1例・秦ノ恵王(恵文帝、第七
 の三〇話) 1例・徽宗(第七の三一話) 7例・御子(徽宗
 の子・中国の帝、第七の三一話) 4例・御門(中国の御門、
 第七の三一話) 1例・胡亥、夫差(中国の帝、第七の三一
 話) 2例・福原大相国禅門(平清盛・太政大臣従一位、第
 七の三一話) 1例・アルナマ君達(第七の三二話) 3例・
 太宰大式高遠(藤原高遠・非参議正三位^{na}、第七の三六
 話) 1例・花閨左大臣(源有仁・左大臣従一位、第八の序)
 1例・三条内大臣(藤原公教・内大臣正二位、第八の二
 話) 3例・高陽院(鳥羽天皇皇后、第八の三話) 1例・皇
 后(中国の皇后、第八の四話) 1例・安子皇后宮(第八の
 四話) 2例・御セウトノ君達(安子皇后宮の兄弟、第八の
 四話) 1例・隆家大納言(藤原隆家・中納言正二位、第八

の四話) 1例・斎宮女御(徽子女王・承香殿女御、第八の
 五話) 1例・御息所(第八の六話) 2例・呂后(漢の高祖
 の皇后、第八の六話) 1例・成就院僧正(寛助・大僧正、
 第九の一話) 2例・京極大殿ノ御子息(藤原師実《摂政関
 白太政大臣従一位》の御子息、第九の一話) 2例・京極大
 殿(藤原師実・摂政関白太政大臣従一位、第九の一話) 1
 例・六条修理大夫顕季卿(非参議正三位、第九の二話) 3
 例・一条摂政(藤原伊尹・摂政太政大臣正二位、第九の三
 話) 3例・顕光左大臣(藤原顕光・左大臣従一位、第九の
 四話) 1例・齐信民部卿(藤原齐信・大納言正二位、第九
 の五話) 1例・誠信(藤原誠信・参議従三位、第九の五話)
 3例・実綱中納言(藤原実綱・権中納言正三位、第九の六
 話) 1例・誠信(藤原誠信・参議従三位、第九の六話) 1
 例・国王、大臣(第九の八話) 1例・伊通公(藤原伊通・
 太政大臣正二位、第九の一一話) 1例・中納言右衛門督伊
 陟卿(源伊陟・中納言正三位、第一〇の一話) 2例・靈天
 (弁才天、第一〇の六話) 1例・清慎公(藤原実頼・摂政
 関白太政大臣従一位、第一〇の七話) 1例・神(第一〇の
 九話) 1例・殿上人(第一〇の一一話) 2例・北野ノ右近
 馬場ノ神(第一〇の一五話) 1例・成通卿(藤原成通・大
 納言正二位、第一〇の一六話) 3例・浄御原天皇(天武天

皇、第一〇の一七話) 1例・邑上帝(第一〇の一八話) 1例・西宮左大臣(源高明・左大臣正二位、第一〇の一八話) 1例・御門(第一〇の一九話) 1例・吉備宮の神(第一〇の二〇話) 1例・宝殿(吉備津宮の宝殿、第一〇の二一話) 1例・妙音院大臣殿(藤原師長・太政大臣従一位、第一〇の二二話) 2例・和博士暗遠(舞ノ師、第一〇の二四話) 1例・延光卿(源延光・権大納言従三位、第一〇の二七話) 2例・東三条関白前太政大臣(藤原兼家・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の二九話) 1例・カツラノ御子(第一〇の四二話) 1例・宗家大納言(藤原宗家・権大納言正二位、第一〇の四九話) 1例・亭子御門(宇多天皇、第一〇の五三話) 1例・菅三位(菅原文時・非参議従三位、第一〇の五五話) 1例・壬生ノ二位家隆卿(藤原家隆・非参議従二位、第一〇の五六話) 1例・宝日上人(伝未詳、第一〇の五七話) 1例・鎌倉右大将(源頼朝・権大納言正二位、第一〇の五九話) 2例・唐太宗(第一〇の五九話) 1例・土御門右大臣(源師房・右大臣従一位、第一〇の六二話) 1例・基綱卿(源基綱・権中納言従二位、第一〇の六三話) 1例・衛盛公(第一〇の六六話) 1例・唐ノ玄宗ノ御門(第一〇の六七話) 7例・唐ノ玄宗ノ御門(第一〇の六八話) 5例・則天皇后(則天武后、第一〇の

六九話) 1例・帥中納言伊房(藤原伊房・権中納言正二位、第一〇の七〇話) 3例・成通卿(藤原成通・大納言正二位、第一〇の七一話) 1例・広沢僧正(第一〇の七四話) 1例・醍醐ノ大僧正(第一〇の七四話) 1例・中院僧正(定遍、第一〇の七五話) 5例・中院入道右府(源雅定・右大臣正二位、第一〇の七五話) 1例・布袋和尚(五代後梁の高僧、第一〇の七五話) 1例・唐太宗(第一〇の七五話) 1例・藤原基衡(第一〇の七六話) 1例・幸姫(秦昭王の後、第一〇の七六話) 2例・恵心僧都(権少僧都、第一〇の七六話) 1例・朝成卿(藤原朝成・中納言従三位、第一〇の七七話) 1例・楚国ノ王(第一〇の七八話) 1例・夏禹王(第一〇の七八話) 1例

* 「サレト思給ハ」(第三の三話)の「給」は『十訓抄 本文と索引』では四段としているが、この

「給」は下二段と考え、用例から除いた。

* 「前駆ヲモ召具給ハス」(第六の二七話)は二重敬語であるので、用例から除いた。なお「召具給ハ」の主語は富小路右大臣頭忠卿(藤原頭忠・右大臣従二位)である。

* 「物ハソヒ給タル傍ノ格子」(第八の二話)は意味がはっきりしないので、用例から除いた。

* 「る(らるる)」を一般尊敬と公尊敬とに分ける立場から、「一条摂政納言二任給時」(第九の三話)は公尊敬に属するものであるので、用例から除いた。

* 「誠信ノ目前ニ悪趣ノ報ヲ感セシメ給ケム」(第九の六話)は二重敬語であるので、用例から除いた。なお「感セシメ給」の主語は誠信(藤原誠信・参議従三位)である。

右記の用例を見ると、全用例数は三六〇例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王であるもの(説話内で名前などがはっきりわかるもの)は五四例で全用例の一五・〇%で、摂政・関白は二七例で全用例の七・五%である。この両者の全用例での占める割合は二二・五%である。「せ給ふ」に於いては、この両者で全用例の七八・二%を占めていたことから考えると、「給ふ」のこの両者の全用例での比率は非常に低いと言える。このことは、「給ふ」の敬意度が「せ給ふ」に比べて非常に低いことを示していると言える。また使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王であるもの(説話内で名前などがはっきりわかるもの)の用例を見ていて目に付くことは、奈良時代以前の人物に「給ふ」

が二三例も使用されていることである。五四例中二三例ということとは、奈良時代以前の人物に使用されている用例が四二・六%も占めていることになる。「せ給ふ」に於いては、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王であるもの(説話内で名前などがはっきりわかるもの)の用例が六三例もあるにもかかわらず、奈良時代以前の人物に使用されている用例は三例しかないことを考え合わせると、これは『十訓抄』の編者の待遇意識によってなされたものと考えられる。すなわち、『十訓抄』の編者は、奈良時代以前の天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王(説話内で名前などがはっきりわかるもの)に対しては、平安時代以後の天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王(説話内で名前などがはっきりわかるもの)よりも低い待遇意識を持っていたということである。そこには平安時代以後の天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王(説話内で名前などがはっきりわかるもの)と奈良時代以前の天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王(説話内で名前などがはっきりわかるもの)との間に一線を画する意識があったと言える。

次に使用対象が大臣クラスであるものを見てみると、

太政大臣に一〇例、左大臣（五位上）に一五例、右大臣に三〇例、内大臣（五位上）に八例使用されており、これは全用例の一七・五%である。「せ給ふ」に於いては、菅原道真（右大臣従二位）に五例、左大臣に二例、内大臣に一例使用されており、これは「せ給ふ」全用例の六・七%である。菅原道真を『十訓抄』の編者が特別扱いしているとして除くならば、「せ給ふ」全用例の二・五%である。このことは、大臣クラスの待遇の中心は、「せ給ふ」ではなく、「給ふ」であること（五位上）を示していると言える。

次に使用対象が外国の王・后であるもの（説話内で名前などがはっきりわかるもの）は六二例で、全用例の一七・二%を占めている。「せ給ふ」に於いては、外国の王・后に一例も使用されていなかったことから、外国の王・后の待遇は「せ給ふ」より完全に一ランク低い「給ふ」であると言える。これは、奈良時代以前の天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王（説話内で名前などがはっきりわかるもの）と待遇が同じであり、『十訓抄』の編者は、外国の王・后に対しては奈良時代以前の天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王（説話内で名前などがはっきりわかるもの）に対するものと同等の待遇意識であったと言える。

「給ふ」の使用対象の下限についてであるが、源順（従五位上、第一の三〇話）、藤原惟規（藏人従五位下、第一の五五話）、藤原義孝（右少将従五位下、第四の一八話）にそれぞれ一例使用されていることから、このあたりが「給ふ」の使用対象の下限であろう。なお二重敬語は、前述の「前駟ヲモ召具給ハス」（第六の二七話）と「誠信ノ目前ニ悪趣ノ報ヲ感セシメ給ケム」（第九の六話）との二例だけである。

四

「る」と「せ給ふ」・「給ふ」との敬意度を比較するには、「る」の使用対象を一般尊敬に限定しなければならぬので、まず一般尊敬の「る」の使用対象を整理することにす。但し、二重敬語（動詞《尊敬》＋「る」）は別に整理することにする。また、尊敬にも受身にも取れるもの、尊敬にも自発にも取れるものは尊敬として整理することにする。

聖徳太子（第一の一話）1例・延喜ノ帝（醍醐天皇、第一の二話）3例・斉信、公任（藤原斉信・大納言正二位、藤原公任・権大納言正二位、第一の二話）1例・定頼（藤原

定頼・権中納言正二位、第一の二話) 1例・漢武帝(第一の五話) 1例・余吾大夫(第一の八話) 1例・京極太政大臣(藤原宗輔・太政大臣從一位、第一の八話) 1例・四条大納言公任卿(藤原公任・権大納言正二位、第一の一三話) 1例・定子皇后(第一の二二話) 1例・女房(第一の一三話) 1例・俊頼朝臣(源俊頼・木工権守從四位上、第一の一三話) 1例・花山院ノタレトカヤ(藏人頭、第一の一五話) 1例・中將、若殿上人(第一の一五話) 1例・後徳大寺左大臣(藤原実定・左大臣正二位、第一の一九話) 1例・侍從大納言(藤原成通・大納言正二位、第一の二二話) 1例・慈恵大僧正、広沢僧正寛朝、第一の二三話) 1例・上東門院(一条天皇中宮、第一の二四話) 1例・宇治関白(藤原頼通・摂政関白太政大臣從一位、第一の二六話) 1例・土御門右府(源師房・右大臣從一位、第一の二六話) 3例・帥民部卿経信卿(源経信・大納言正二位、第一の二八話) 1例・匡房(大江匡房・権中納言正二位、第一の二八話) 1例・允恭天皇(第一の二九話) 1例・彼國ノ医師(新羅の医師、第一の二九話) 1例・源俊頼(木工権守從四位上、第一の三〇話) 1例・京極大殿(藤原師実・摂政関白太政大臣從一位、第一の三二話) 1例・行家朝臣(藤原行家・左近將監四位、第一の三二話) 1例・按

察資賢卿(源資賢・権大納言正二位、第一の三三話) 2例・妙音院入道太政大臣(藤原師長・太政大臣從一位、第一の三三話) 1例・按察資賢卿(源資賢・権大納言正二位、第一の三四話) 2例・成範卿(藤原成範・中納言正一位、第一の三五話) 3例・小松内府(平重盛・内大臣正一位、第一の三六話) 1例・陽成院(第一の三七話) 2例・フルキ人(第一の三七話) 1例・斉信卿(藤原斉信・大納言正二位、第一の四〇話) 3例・公任卿(藤原公任・権大納言正二位、第一の四〇話) 2例・定頼(藤原定頼・権中納言正二位、第一の四〇話) 1例・俊賢卿(源俊賢・権大納言正二位、第一の四二話) 1例・鳥羽院(第一の四四話) 1例・宮内卿家隆(藤原家隆・非参議從二位、第一の四五話) 1例・楊梅大納言頭雅卿(源頭雅・権大納言正一位、第一の四九話) 2例・女房達(第一の四九話) 1例・或女房(第一の四九話) 1例・六条右大臣(源頭房・右大臣從一位、第一の五一話) 1例・或女房(第一の五二話) 1例・後徳大寺左大臣(藤原実定・左大臣正二位、第一の五三話) 1例・師頼(源師頼・大納言正二位、第一の六一話) 1例・大相国(藤原実行・太政大臣從一位、第一の六一話) 1例・公任卿(藤原公任・権大納言正二位、第一の六六話) 2例・定頼中納言(藤原定頼・権中納言正二位、

第一の六六話) 1例・不定(第二の序) 1例・貞觀政要の著者(唐の吳兢、第二の六話) 1例・定頼中納言(藤原定頼・權中納言正二位、第三の一話) 3例・帥中納言長夷卿(藤原長夷・權中納言正三位、第三の一話) 1例・邑上帝(第三の一四話) 1例・御堂閔白(藤原道長・攝政太政大臣從一位、第三の一五話) 1例・惠心、檀那ノ僧都ナト(第三の一六話) 2例・性空聖人(第三の一六話) 1例・惠心僧都(第三の一六話) 1例・檀那僧都(第三の一六話) 1例・吉備大臣、粟田左大臣(吉備真備・右大臣正二位、藤原在衡・左大臣從二位、第三の一六話) 1例・粟田讚岐守兼房(藤原兼房・中宮亮正四位下、第四の二話) 1例・白河院(第四の二話) 1例・六条修理大夫頭季卿(藤原頭季・非參議正三位、第四の二話) 2例・俊頼(源俊頼・木工權守從四位上、第四の二話) 1例・藤原長夷(權中納言正三位、第四の二話) 1例・忠盛(平忠盛・刑部卿正四位上、第四の三話) 2例・堀河院(第四の三話) 1例・余慶僧正(第四の五話) 3例・鳥羽院(第四の六話) 1例・慈惠僧正(第四の七話) 2例・清輔(藤原清輔・正四位下、第四の八話) 3例・或人(第四の八話) 2例・比巴ノ師(第四の八話) 1例・延喜聖主(醍醐天皇、第四の一〇話) 1例・紀時文(内藏助從五位上、第四の一話) 1例・左

京大夫頭季(第四の一二話) 1例・公行卿(藤原公行・參議從三位、第四の一二話) 1例・昭宣公(藤原基經・攝政閔白太政大臣從一位、第四の一六話) 2例・菅丞相(菅原道真・右大臣從二位、第四の一六話) 2例・大納言(藤原公任・權大納言正二位、第四の一七話) 3例・公任卿(藤原公任・權大納言正二位、第四の一八話) 2例・行成卿(藤原行成・權大納言正二位、第四の一八話) 1例・不定(第五の序) 1例・河原左大臣亡靈(源融・左大臣從一位、第五の一話) 1例・寬平法皇(宇多法皇、第五の一話) 1例・宰相成頼(藤原成頼・參議正三位、第五の五話) 2例・中山ノ大臣(中山忠親・内大臣正二位、第五の五話) 2例・樂天(白樂天、第五の七話) 3例・夏野オトヽ(清原夏野・右大臣從二位、第五の八話) 1例・白居易(白樂天、第五の八話) 1例・東宮御息所(第五の一五話) 3例・橘贈納言広相(參議正四位上、第五の一五話) 1例・大草香ノ皇子(第五の一七話) 1例・景行天皇(第六の七話) 1例・中納言義懷(藤原義懷・權中納言從二位、第六の一三話) 1例・粟田閔白(藤原道兼・閔白右大臣正二位、第六の一三話) 4例・不定(第六の一三話) 1例・宇治殿(藤原頼通・攝政閔白太政大臣從一位、第六の一四話) 1例・中納言頭基卿(源頭基・權中納言從三位、第六の一四話)

2例・藤原相如(出雲守正五位下、第六の一六話) 1例・菅家(菅原道真・右大臣従二位、第六の一七話) 1例・善相公清行卿(三善清行・参議従四位上、第六の一七話) 2例・応神天皇(第六の一八話) 1例・信公大臣(源信・左大臣正二位、第六の一九話) 1例・白河院(第六の二〇話) 1例・天神(菅原道真・右大臣従二位、第六の二七話) 1例・兵衛佐貞文ノ妻(平貞文《左兵衛佐従五位上》)の妻、第六の二七話) 1例・不定(第六の三〇話) 1例・粟田左大臣在衡(藤原在衡・左大臣従二位、第六の三一話) 4例・前中書王(兼明親王、第六の三三話) 1例・大納言俊明卿(源俊明・大納言正二位、第六の三四話) 1例・小野右大臣(藤原実資・右大臣従一位、第六の三五話) 4例・御門(第六の三五話) 1例・小野右大臣(藤原実資・右大臣従一位、第六の三六話) 3例・公任卿(藤原公任・権大納言正二位、第六の三六話) 1例・安養尼上(第六の三八話) 1例・釈迦(第七の序) 1例・白染天(第七の一話) 1例・上達部、殿上人(第七の三話) 1例・小野皇太后宮(第七の三話) 3例・六条前斎院(祓子内親王、第七の四話) 2例・公卿(第七の四話) 1例・嵯峨帝(第七の六話) 1例・成明親王(第七の八話) 2例・四条大納言(藤原公任・権大納言正二位、第七の九話) 3例・深覚僧

正(第七の一〇話) 2例・林懷僧都(大僧正、第七の一〇話) 1例・仁海僧正(第七の一話) 1例・小野右大臣(藤原実資・右大臣従一位、第七の一三話) 3例・中院才ト、(源雅定・右大臣正二位、第七の一六話) 2例・花園ノ北方(源有仁《左大臣従一位》の妻、第七の一六話) 2例・頭仲入道(源頭仲・非参議従三位、第七の二〇話) 1例・以言(大江以言・式部大輔従四位下、第七の二三話) 1例・御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第七の二四話) 2例・伏見修理大夫俊綱朝臣(橘俊綱・修理大夫正四位上、第七の二八話) 1例・徽宗(帝、第七の三一話) 1例・アルナマ君達(第七の三三話) 1例・二条三位経盛(平経盛・参議正三位、第七の三三話) 2例・源三位頼政(非参議従三位、第七の三三話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第七の三三話) 2例・女房達(第七の三六話) 1例・太宰大式高遠(藤原高遠・非参議正三位^注、第七の三六話) 3例・大納言行成卿(藤原行成・権大納言正二位、第八の一話) 1例・公重ノ少将(藤原公重・右少将正四位下、第八の二話) 1例・隆秀大納言(第八の三話) 2例・高陽院(鳥羽天皇皇后、第八の三話) 1例・斎宮の女御(徽子女主・承香殿女御、第八の五話) 2例・御息所(第八の六話) 1例・吕后(漢の高祖

の皇后、第八の六話) 1例・大御室(師明親王、第九の一話) 1例・六条修理大夫頭季卿(藤原頭季・非参議正三位、第九の二話) 5例・朝成(藤原朝成・中納言從三位、第九の三話) 1例・頭基中納言(源頭基・權中納言從三位、第九の六話) 1例・後江相公(大江朝綱・参議正四位下、第九の七話) 1例・白樂天(第九の八話) 1例・伊通公(藤原伊通・太政大臣正二位、第九の一話) 1例・中納言右衛門督伊陟卿(源伊陟・中納言正三位、第一〇の一話) 2例・御堂閔白(藤原道長・摂政太政大臣從一位、第一〇の三話) 1例・四条大納言(藤原公任・權大納言正二位、第一〇の三話) 4例・白川院(第一〇の四話) 1例・帥民部卿経信卿(源経信・大納言正二位、第一〇の四話) 4例・経信卿(源経信・大納言正二位、第一〇の五話) 3例・江都督(大江匡房・權中納言正二位、第一〇の八話) 1例・小大進(鳥羽法皇ノ女房、第一〇の一五話) 1例・紀貫之(木工權守從四位下、第一〇の一五話) 1例・博雅三位(源博雅・非参議從三位、第一〇の一九話) 1例・御門(第一〇の一九話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政閔白太政大臣從一位、第一〇の一九話) 1例・炎魔王(第一〇の二四話) 1例・延光卿(源延光・權大納言從三位、第一〇の二七話) 1例・齊信民部卿(藤原齊信・大納言正二

位、第一〇の二九話) 2例・御堂殿(藤原道長・摂政太政大臣從一位、第一〇の三〇話) 1例・隆綱(源隆綱・参議正三位、第一〇の三一話) 1例・朝隆卿(藤原朝隆・權中納言正三位、第一〇の三二話) 2例・法性寺閔白(藤原忠通・摂政閔白太政大臣從一位、第一〇の三三話) 1例・別当入道惟方卿(藤原惟方・参議從三位、第一〇の三八話) 2例・定家卿(藤原定家・權中納言正二位、第一〇の三九話) 1例・職事(藏人、第一〇の三九話) 1例・大齋院(選子内親王、第一〇の四〇話) 1例・俊成卿(藤原俊成・非参議正三位、第一〇の四二話) 2例・宇治入道殿(藤原師実^有・摂政閔白太政大臣從一位、第一〇の四八話) 1例・右衛門佐(藤原宗家《權大納言正二位》の妻、第一〇の四九話) 1例・女房(第一〇の五〇話) 1例・亭子御門(宇多天皇、第一〇の五三話) 2例・壬生ノ二位家隆卿(藤原家隆・非参議從二位、第一〇の五六話) 1例・吉水大僧正(慈円、第一〇の五九話) 1例・鎌倉右大将(源頼朝・權大納言正二位、第一〇の五九話) 1例・後漢武王(第一〇の五九話) 2例・舜帝(第一〇の五九話) 1例・高倉院(第一〇の六〇話) 1例・後徳大寺左大臣(藤原実定・左大臣正二位、第一〇の六〇話) 2例・弘法、伝教、慈覚、智証(大師、第一〇の六〇話) 1例・白河院(第一

○の六二話) 2例・土御門右大臣(源師房・右大臣従一位、第一〇の六二話) 3例・通俊中納言(藤原通俊・權中納言従二位、第一〇の六二話) 1例・良仁(ひじり、第一〇の六三話) 1例・花園内大臣(源有仁・左大臣従一位、第一〇の六五話) 2例・行成(藤原行成・權大納言正二位、第一〇の七〇話) 1例・一条天皇(第一〇の七〇話) 1例・公家(朝廷、第一〇の七〇話) 2例・帥ノ子孫(藤原伊房《權中納言正二位》の子孫、第一〇の七〇話) 1例・佐理卿(藤原佐理・參議正三位、第一〇の七〇話) 2例・濟政三位(源濟政・右近衛少将、第一〇の七二話) 1例・基綱ノ大式(源基綱・權中納言従二位、第一〇の七二話) 1例・天皇(朝廷、第一〇の七二話) 1例・笛吹(第一〇の七三話) 1例・顯基中納言(源顯基・權中納言従三位、第一〇の七四話) 1例・醍醐ノ大僧正(仁海、第一〇の七四話) 2例・宮内卿師綱(藤原師綱・大膳大夫、第一〇の七六話) 2例・朝成卿(藤原朝成・中納言従三位、第一〇の七七話) 1例・源中納言経衡卿(檢非違使別当、第一〇の七八話) 3例・大理誰トカ(檢非違使別当、第一〇の七八話) 1例・殷成湯(湯王、第一〇の七八話) 1例・顯隆卿(藤原顯隆・權中納言正三位、第一〇の七九話) 1例・小野宮殿(藤原実頼・摂政関白太政大臣従一位、第一

〇の八〇話) 1例・九条殿(藤原師輔・右大臣正二位、第一〇の八〇話) 1例・參議民部卿忠文(藤原忠文・參議正四位下、第一〇の八〇話) 1例・諸卿(第一〇の八一話) 2例

右記の用例を見てみると、全用例数は三一六例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・皇太子・親王であるもの(説話内で名前などがはつきりわかるもの)は三九例で全用例の一・三%で、摂政・関白は二〇例で全用例の六・三%である。この両者の全用例での占める割合は一八・七%である。「給ふ」に於いては、この両者で全用例の二二・五%を占めていたことから考えると、「る」の占める割合が「給ふ」より少し低いことがわかる。このことは、「る」の敬意度が「給ふ」に比べてやや低いことを示していると言える。次に使用対象が大臣クラスであるものを見てみると、太政大臣に四例、左大臣に一五例、右大臣に二五例、内大臣に三例使用されており、これは全用例の一四・九%である。「給ふ」に於いては、大臣クラスで全用例の一七・五%を占めていたことから考えると、「る」の占める割合が「給ふ」より少し低いことがわかる。このことも、「る」の敬意度が「給ふ」に比べてやや低いことを示していると言える。以上の考察を整理す

ると、使用対象が天皇等・摂政関白・大臣クラスに於いて、「給ふ」・「る」のそれぞれの全用例での占める割合が「給ふ」の方が「る」より少しではあるが高いということ、は、「給ふ」の方が「る」よりも敬意度が高いということになる。

次に使用対象が外国の王・后であるもの（説話内で名前などがはつきりわかるもの）は七例で、全用例の二・二％である。「せ給ふ」が外国の王・后に全く使用されていないこと、「給ふ」が外国の王・后に六二例使用され、「給ふ」の全用例の一七・二％を占めていることから、外国の王・后は「給ふ」待遇であると考えて良いと思う。

「る」の使用対象の下限についてであるが、紀時文（内蔵助従五位上、第四の一話）、藤原相如（出雲守正五位下、第六の一六話）、兵衛佐貞文ノ妻（平貞文《左兵衛佐従五位上》の妻、第六の二七話）、齊名以言（紀齊名・式部少輔従五位上、大江以言・式部大輔従四位下、第七の二二話）にそれぞれ一例使用されていることから、このあたりが「る」の使用対象の下限であろう。これは「給ふ」の使用対象の下限とほぼ同じであり、敬語使用の下限はこのあたりにあると考えて良いと思う。

二重敬語（動詞《尊敬》＋「る」）の使用対象を整理すると次のようになる。

思さる……中院オトヽ（源雅定・右大臣正二位、第七の一六話） 1例・唐ノ玄宗ノ御門（第一〇の六七話） 1例

思し召さる……堀河院（第四の三話） 1例

仰せ出ださる……堀河院（第一の四七話） 1例・皇嘉門院（崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話） 1例

例

仰せ出でらる……一条院（第一の二三話） 1例

仰せ下さる……邑上帝（第三の一四話） 1例・堀河院（第七の一八話） 1例・白河院（第七の三五話） 1例・村上天皇（第一〇の二七話） 1例

例

仰せ付けらる……宇治殿（藤原頼通・摂政関白太政大臣

従一位、第七の一〇話） 1例

仰せ含めらる……官人（第六の二三話） 1例・白河院（第六の二三話） 1例

六の二三話） 1例

仰せらる……一条院（第一の一話） 1例・鳥羽上皇（第一

の八話） 1例・一条院（第一の二三話） 1例・

御堂ノ入道殿（藤原道長・摂政太政大臣従

一位、第一の二五話) 1例・後白河法皇(第一の三四話) 1例・御堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一の四一話) 1例・堀河院(第一の四七話) 1例・六条右大臣(源顯房・右大臣従二位、第一の五一話) 1例・皇嘉門院(崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話) 1例・鳥羽院(第三の一話) 1例・堀河院(第四の三話) 2例・崇徳院(第四の一二話) 1例・花園大臣(源有仁・左大臣従一位、第四の一四話) 4例・菅丞相(菅原道真・右大臣従二位、第四の一六話) 2例・東宮御息所(第五の一五話) 2例・醍醐御門(第五の一六話) 2例・上東門院(一条天皇中宮、第六の一四話) 2例・後朱雀天皇(第六の一五話) 1例・仏(釈尊、第六の三三話) 1例・老尼(第六の三九話) 1例・小野皇太后宮(第七の三話) 1例・嵯峨帝(第七の六話) 1例・宇治殿(藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第七の一三話) 2例・堀河院(第七の一八話) 1例・後中書王(具平親王、第七の二三話) 1例・御

御覽せらる

……帝(第一の一四話) 1例・円融天皇(第一

堂入道殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第七の二四話) 1例・仏(第八の七話) 1例・大御室(師明親王、第九の一話) 2例・白河院(第九の二話) 2例・村上天皇(第一〇の一話) 1例・御堂関白(藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一〇の三話) 1例・花園山院(第一〇の三話) 1例・菅丞相(菅原道真・右大臣従二位、第一〇の六話) 1例・鳥羽法皇(第一〇の一五話) 1例・御門(第一〇の一九話) 1例・村上天皇(第一〇の二七話) 1例・東三条関白前太政大臣(藤原兼家・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の二九話) 1例・法性寺関白(藤原忠通・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の三二話) 1例・亭子御門(宇多天皇、第一〇の五三話) 1例・高倉院(第一〇の六〇話) 1例・白河院(第一〇の六三話) 1例・白河院(第一〇の七九話) 1例
 の二三話) 1例・後京極摂政(藤原良経・摂政太政大臣従一位、第一の四五話) 1

例・皇嘉門院（崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話）1例・村上天皇（第一〇の二八話）1例

聞こし召さる……堀河院（第一の四七話）1例

召さる……堀河院（第四の三話）1例・御堂入道殿（藤原

道長・摂政太政大臣従一位、第七の二四話）1

例・帝（第七の三三話）1例・天皇（朝廷、第

一〇の八〇話）1例

召し返さる……後白河院（第一〇の三八話）1例

召し使はる……白河院（第一〇の七六話）1例

* 「法王、今ヤウラスメ仰ラレケルニ」（第一の

三四話）は、「スメメ仰」＋「ラレ」とせず、「スメメ」＋「仰ラレ」とし、「仰せらる」で整理した。

右記の用例を見ると、全用例数は七八例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親主であるもの（説話内で名前などがはつきりわかるもの）は四七例で全用例の六〇・三％で、摂政・関白は一一例で全用例の一四・一％である。この両者の全用例での占める割合は七四・四％である。このことは二重敬語（動詞《尊敬》＋「る」）の敬意度が非常に高いことを示していると言える。二重敬語（動詞《尊敬》＋「る」）の中で用例数が最も多

い「仰せらる」だけについて見てみると、全用例数は五三例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王であるもの（説話内で名前などがはつきりわかるもの）は三一例で全用例の五八・五％で、摂政・関白は八例で全用例の一五・一％である。この両者の全用例での占める割合は七三・六％である。このことは「仰せらる」が非常に敬意度の高い敬語であることを示していると言える。

最後に公尊敬を整理すると次のようになる。

是ヲ渡サルヘキ由ノ渡サルマシキニ定リニケリ（第一の二八話）2例・勅答カヘラレケル（第四の一六話）1例

・広相ヲトカニ行ハルヘキヨシ朝儀ニ及フ（第四の一六話）1例・ソノ宣命ニ……ト書レタル（第四の一六話）1例・宣旨被下トテ（第四の一六話）1例・後ニ美乃守ニ

ナサレニケリノ年号ヲ養老ト改メラレケル（第六の二二話）2例・天下ニ殺生ヲ禁制セラレタリケレハノ先子細

ヲ問ルノユルサレニケリ（第六の二三話）3例・俄国ニ軍ヲコリテ兵ヲ集メラレケルニ（中国、第六の二三話）1

例・奇名以言ヲ試ラレケル時（第七の二三話）1例・官位

モユルサルナレハ（中国、第七の三一話）1例・多ノ人ヲ

越テナサレニケリノ陸奥守ニナシテ流遣ハサレケル（第

八の一話）2例・左右ナク彼カ妨ヲトメラルヘシト思

ハレケルニ(第九の二話) 1例・是ヲ五節ト名テ豊ノ明ノ
 節会トテ年々タエス今ニヲコナハル(第一〇の一七話) 1
 例・国守ヲ(国司に)ナサレニケリノ為時ヲ(国司に)成
 レニケリ(第一〇の三〇話) 2例・其時ノ参議中将ナトハ
 殊オシマレケルトカヤ(第一〇の三一話) 1例・鳥羽院聞
 食テ、阿闍梨ニ成レニケリ(第一〇の三四話) 1例・法橋
 ニナサル(第一〇の三五話) 1例・法印ニ申成レニケリ
 (第一〇の三六話) 1例・五品ノ一階ヲクハヘラレケル(第
 一〇の三七話) 1例・陸奥守ニナサレニケリノナタメユ
 ルサルヘキ故ナケレハ(第一〇の七六話) 2例・我朝ニハ
 嗟峨天皇御時ヨリ死罪ヲハトメラレニケリ(第一〇の
 七八話) 1例・賞アルヘカラン事アナカチニトメラレ
 テモ詮ナカルヘシ(第一〇の七九話) 1例……ヲ副將軍
 トシテ被下ケルニ……ニ勅賞ヲ被行シ時(第一〇の八
 〇話) 2例

公尊敬は右記の三二例で、公尊敬が「る(単独・尊敬)」
 の全用例(一般尊敬三二六例+公尊敬三二例)三三七例
 で占める割合は八・九%である。

五

前項までは「せ給ふ」「給ふ」「る」の三者間に於ける
 特徴について考察して来たのであるが、この項では『十
 訓抄』の編者が特定の人物に対して特別な待遇意識を
 持っていたのかどうかについて考察してみようと思う。
 「せ給ふ」で用例数の多い人物を見てみると、御堂ノ入道
 殿(藤原道長・摂政太政大臣従一位)に二二例、宇治関白
 (藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位)に八例、菅丞相(菅
 原道真・右大臣従二位)に六例使用されているのが目に
 付く。そこでこの三人について、「せ給ふ」「給ふ」「る」の
 用例数を整理してみると、次のようになる。

	せ給ふ	る(二重敬語)	給ふ	る(単独)
藤原道長	二二例	五例(仰せらる四例・召さる一例)	三例	五例
藤原頼通	八例	三例(仰せらる二例・仰せ付けらる一例)	六例	五例
菅原道真	五例	三例(仰せらる三例)	四例	三例

* 天神(菅原道真)に「せ給ふ」が一例、「る(単独)」が一例使用
 されている。

右記の整理表を見てみると、敬意度の非常に高い「せ
 給ふ」「る(二重敬語)」が藤原道長に一七例、藤原頼通
 に一一例、菅原道真に八例使用されていることがわかる。
 藤原道長と藤原頼通との用例数の差は六例もあるが、両

者ともに摂政・関白の経験者であるので、『十訓抄』の編者は両者を同等に待遇していると考えて良いと思う。菅原道真についてであるが、藤原頼通との用例数の差は三例（天神）用例を加えると二例）あるが、敬意度の低い「給ふ」・「る」（単独）の用例数は藤原頼通より菅原道真の方が少ないことを考え合わせると、『十訓抄』の編者は菅原道真を藤原頼通に準ずる待遇をしていると考えて良いと思う。『十訓抄』には「天神」という語が六例（第四の一〇話《一例》・第六の二七話《三例》・第一〇の一五話《二例》）も見られるが、このことは、『十訓抄』の編者が菅原道真に崇拜の念を持っていたことを示していると言える。『十訓抄』の編者が待遇表現に於いて菅原道真を特別扱いしているのは、右大臣従二位（死後太政大臣を追贈されたが、摂政・関白と太政大臣との間には待遇表現に段差がある《二項参照》ことから）という意識よりも神としての意識の方が強かったためであると考えられる。

次に右記の三人について、一説話内における「せ給ふ」・「給ふ」・「る」の併用について見てみようと思う。整理すると次のようになる。

第一の二五話……「せ給ふ」三例・「る」（二重敬語）一

例（仰せらる一例）

第一の四六話……「せ給ふ」二例・「給ふ」一例

第七の二四話……「せ給ふ」六例・「る」（二重敬語）二

例（仰せらる一例・召さる一例）・「給ふ」一例・「る」（単独）二例

第一〇の三〇話……「せ給ふ」一例・「る」（単独）一例

藤原頼通

第一の二六話……「せ給ふ」二例・「る」（単独）一例

第六の一四話……「せ給ふ」二例・「給ふ」四例・「る」（単独）一例

第七の一三話……「せ給ふ」一例・「る」（二重敬語）二

例（仰せらる二例）・「給ふ」一例

第一〇の一九話……「せ給ふ」一例・「る」（単独）一例

菅原道真

第四の一六話……「せ給ふ」一例・「る」（二重敬語）二

例（仰せらる二例）・「給ふ」一例・「る」（単独）二例

第六の一七話……「せ給ふ」四例・「給ふ」一例・「る」（単独）一例

例（仰せらる二例）・「給ふ」一例・「る」（単独）一例

右記の整理したものをしてみると、一説話内に於いて「給ふ」と「る」（単独）の用例数が、「せ給ふ」と「る」（二

重敬語」の用例数より多い説話は藤原頼通の「第六の一四話」だけである。用例数も「せ給ふ」が二例であるのに対して、「給ふ」が四例、「る(単独)」が一例である。これはどのように解すれば良いのであろうか。まず考えられることは諸本の本文異同である。そこでこの箇所の本文を見てみることにする。

此人(源頭基・権中納言從三位)遁世ノ後大原ニ住ケルコロ、宇治殿彼庵室ニムカヒ訪ハセ給テ、終夜御物語アリケリ。宇治殿ハ「後世ニハ必導セ給へ」ト示給テ、晝婦給ナントシ給ケル時、「俊実ハ不覚ノ者ニ候」ト申サレケリ。其時ハナニトモ思ハセ給ハテ、カヘリテ後案給ニ、サセル次モナキニ、子息ノ事ヨモアシサマニハイハシ。ミハナツマシキ由ヲ存ケルナリケリト思取テ、世ヲ遁トイヘトモ、恩愛ナラステカタキ事ナレハ、思ノ余テ云出ラレタリケリ。哀ニオホシテ、事ニフレテ芳心イタサレケリ。

右記の傍線部の本文異同は左記のようになる(『校本十訓抄』による)。

訪ハセ給テ……平仮名本本文(表記は無視、以下同じくする)。

ト示給テ……平仮名本(彰本を除く)は「とて」

婦給ナントシ給ケル時……平仮名本は「御婦有ける時」
思ハセ給ハテ……平仮名本は「思ひ分給はて」

案給ニ・芳心イタサレケリ……平仮名本本文

右記の平仮名本の本文で藤原頼通に対する敬語を見てみると、「せ給ふ」「御……あり」「給ふ」「二例、「る」一例ということになる。「御……あり」は非常に敬意度の高いものであるが、やはり「給ふ」と「る(単独)」の用例数が、「せ給ふ」と「御……あり」の用例数より多いということになる。藤原頼通の「第六の一四話」については、本文異同からも解することが出来ない。ではどうすれば良いのであろうか。次に考えられることは出典との関係はどうかということである。この箇所の出典は『古事談』であるので、『十訓抄』の右記の傍線部を『古事談』の本文と比較してみることにする(上段に『十訓抄』の本文を、下段に『古事談』の本文を掲げることにする)。

訪ハセ給テ……訪問

ト示給テ……ナト示給テ

婦給ナントシ給ケル時……婦給ナントシ給ケル時

思ハセ給ハテ……不令思分給

案給ニ……案給ニ

イタサレケリ……令・致・芳心・給ケリ

右記の本文比較を見てみると、『十訓抄』の「給ふ」四例（ト示給テ・焯給ナントシ給ケル時・案給ニ）は『古事談』と全く同じであることがわかる。このことは、この「給ふ」四例は出典によつたもので、『十訓抄』の編者独自の敬語意識はあまり反映されていないものであると言える。そこで藤原頼通の「第六の一四話」で、この「給ふ」四例を除くと、「せ給ふ」（二例）の用例数が「る（単独）」（一例）の用例数より多くなり、問題はなくなることになる。参考までに、この「第六の一四話」以外で、『古事談』を出典にしている説話（藤原道長「第一の二五話」・「第一の四六話」・「第七の二四話」、藤原頼通「第一の二六話」・「第七の二三話」）についても同様に考察してみたが、一説話内において「給ふ」と「る（単独）」の用例数が、「せ給ふ」と「る（二重敬語）」の用例数より多い説話はない。このように見て来ると、一説話内に「せ給ふ」・「給ふ」・「る」を併用する場合にも、特定の人物に対しては特別な待遇意識が『十訓抄』の編者にはあつたと言える。

まとめ

一、「せ給ふ」は非常に敬意が高く、その使用対象の中心は天皇・皇后・中宮・上皇・皇太子・親王と摂政・関白である。

一、奈良時代以前の天皇・皇后等に対しては、平安時代以後の天皇・皇后等よりも低い待遇意識がある。そこには、平安時代以後の天皇・皇后等と奈良時代以前の天皇・皇后等との間に一線を画する意識がある。

一、日本の天皇・皇后等と外国の王・后との間に一線を画する意識があり、外国の王・后は「給ふ」待遇である。これは、外国の王・后は奈良時代以前の天皇・皇后等と同等の待遇意識によるものである。

一、同一人物の地位等の変動による待遇表現の変動意識はないが、これは説話というジャンル性によるものであろう。

一、「給ふ」の敬意度は「せ給ふ」より非常に低いが、「る（単独）」よりは少し高い。

一、「給ふ」・「る（単独）」の使用対象の下限は従五位あたりで、このあたりが敬語使用の下限である。

一、二重敬語（動詞《尊敬》＋「る」）の敬意度は非常に高い。

一、藤原道長・藤原頼通・菅原道真に対しては、特別な待

過意識がある。

- (注1) 辻村敏樹『月刊文法』「中古」昭和四三年二月
- (注2) 森野宗明『国文学 解釈と教材の研究』「敬讓(含丁寧)の助動詞」昭和三九年一〇月
- (注3) 『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』『国語史上よりみたる』『讃岐典侍日記』の用語について一待遇表現を中心に――昭和四四年六月
- (注4) 脱語番号は『校本十訓抄』(平成八年三月)による。以下同じくする。
- (注5) 『十訓抄全注釈』(平成六年五月)の「藤原師実をさすか」による。
- (注6) 『平家物語の文体論的研究』昭和五三年一二月
- (注7) (注6)に同じ。
- (注8) 『十訓抄詳解』(昭和一七年五月版)の「案ずるに、徳宗とは、北条時頼を指すならん」による。
- (注9) 『公卿補任索引』(昭和四九年八月)には「長和五年非参議正三位〔以後不見〕」とある。
- (注10) 桜井光昭『今昔物語集の語法の研究』昭和四一年三月
- (注11) 妻は夫の地位に準じて整理する。以下同じくする。

- (注12) 准大臣は内大臣で整理する。
- (注13) 「モロコシノ后」(第一の六話) 1例・「唐ノ御門」(第一の六話) 1例・「カラ国ノ御門」(第六の二一話) 2例は除く。
- (注14) (注9)に同じ。
- (注15) (注5)に同じ。
- (注16) 『敬語史』(講座国語史5)「近代の敬語1」昭和四六年一月
- (注17) 『新訂増補 国史大系』(第一八巻)昭和四〇年一二月